

令和2年6月1日

## JA富士宮ハラスメント防止に関する方針

富士宮農業協同組合  
代表理事組合長 稲葉 光泰

ハラスメントは許しません！！

職場におけるハラスメントは、労働者の個人としての尊厳を不当に傷つける社会的に許されない行為であるとともに、労働者の能力の有効な発揮を妨げ、また、JAにとっても職場秩序や業務の遂行を阻害し、社会的評価に影響を与える問題です。

性別役割分担意識に基づく言動は、セクシャルハラスメントの発生の原因や背景となることがあり、また、妊娠・出産・育児休業等に関する否定的な言動は妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの発生の原因や背景となることがあります。このような言動を行わないよう注意しましょう。また、パワーハラスメントの発生の原因や背景には、労働者同士のコミュニケーションの希薄化などの職場環境の問題があると考えられますので、職場環境の改善に努めましょう。

### 1. ハラスメントの禁止について

- JA富士宮では下記のハラスメント行為を許しません。JAの従業員以外の者に対しても、これに類する行為を行ってはなりません。（なお、パワーハラスメントについては、優越的な関係を背景として行われたものであることが前提です。）
- 就業規則の「ハラスメントの禁止」のハラスメントとは次のとおりです。

#### <パワーハラスメント>

- ①暴行・傷害等（身体的な攻撃）
- ②脅迫・名誉棄損・侮辱・ひどい暴言（精神的な攻撃）
- ③隔離・仲間外し・無視（人間関係からの切り離し）
- ④業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制、仕事の妨害（過大な要求）
- ⑤業務上の合理性なく能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないこと（過小な要求）
- ⑥私的なことに過度に立ち入ること（個の侵害）

### <セクシュアルハラスメント>

- ①性的な冗談、からかい、質問
- ②わいせつ図画の閲覧、配布、掲示
- ③その他、他人に不快感を与える性的な言動
- ④性的な噂の流布
- ⑤身体への不必要な接触
- ⑥性的な言動により従業員等の就業意欲を低下させ、能力発揮を阻害する行為
- ⑦交際、性的な関係の強要
- ⑧性的な言動に対して拒否等を行った部下従業員に対する不利益取扱い等

### <妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント>

- ①部下又は同僚による妊娠・出産・育児・介護に関する制度や措置の利用を阻害する言動
- ②部下又は同僚が妊娠・出産・育児・介護に関する制度や措置を利用したことによる嫌がらせ等
- ③部下又は同僚が妊娠・出産等したことによる嫌がらせ等
- ④部下による妊娠・出産・育児・介護に関する制度や措置の利用等に関し、解雇その他不利益な取り扱いを示唆する行為
- ⑤部下が妊娠・出産等したことにより、解雇その他不利益な取り扱いを示唆する行為

## 2. 対象者について

- この方針の対象は、正職員、パートタイマー、臨時従業員等、J Aにおいて働いている全ての労働者です。
- セクシュアルハラスメントについては、上司、同僚、組合員・利用者、取引先の社員の方等が行為者になり得るものであり、異性に対する行為だけでなく、同性に対する行為も対象になります。また、被害者の性的指向又は性自認にかかわらず、性的な言動であればセクシュアルハラスメントに該当します。
- 妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントについては、妊娠・出産等をした女性労働者及び育児休業等の制度を利用する男女労働者の上司及び同僚が行為者となり得ます。
- 相手の立場に立って、普段の言動を振り返り、ハラスメントのない、快適な職場を作っていきましょう。

### 3. 懲戒処分について

- 従業員がハラスメントを行った場合、就業規則の懲戒事由に当たることとなり、処分されることがあります。
- その場合、次の要素を総合的に判断し、処分を決定します。
  - ①行為の具体的態様（時間・場所（職場か否か）・内容・程度）
  - ②当事者同士の関係（職位等）
  - ③被害者の対応（告訴等）心情等

### 4. 相談について

- 職場におけるハラスメントに関する相談（苦情を含む）窓口担当者は次の者です。電話、メールでの相談も受け付けますので、一人で悩まずにご相談ください。

総務部人事課	TEL：0544-58-7185
	E-mail： <a href="mailto:jinji@fujinomiya.ja-shizuoka.or.jp">jinji@fujinomiya.ja-shizuoka.or.jp</a>
	（男性）樋口貴大 ・ （女性）山口富美子

- また、実際にハラスメントが起こっている場合だけでなく、その可能性がある場合や放置すれば就業環境が悪化するおそれがある場合、ハラスメントに当たるかどうか微妙な場合も含め、広く相談に対応し、事案に対処します。
- 相談には公平に、相談者だけでなく行為者についても、プライバシーを守って対応しますので、安心してご相談ください。
- 相談者はもちろん、事実関係の確認に協力した方に不利益な取扱いはありません。
- 相談を受けた場合には、事実関係を迅速かつ正確に確認し、事実が確認できた場合には、被害者に対する配慮のための措置及び行為者に対する措置を講じます。また、再発防止策を講じる等適切に対処します。
- 上記窓口以外にはJ A外ヘルプデスクがあります。

ときわ綜合法律事務所 河村正史弁護士
専用 E-mail アドレス： <a href="mailto:ja-help@ny.tokai.or.jp">ja-help@ny.tokai.or.jp</a>
住所：420-0034 静岡市葵区常磐町2丁目6番地の8 トーカイビル4階

以上